手続き・確認をお忘れなく

新型コロナウイルス感染拡大防止のため手続きが猶予されたものに対する再開後の対応について（注意喚起通達）

新型コロナウイルス感染拡大防止のため手続きが猶予された者に対する再開後の対応について（通達）

令和2年6月19日付け　中運自旅一第140号、中運自旅二第94号、中運自貨第109号、中運技保第43号

新型コロナウイルス感染拡大防止措置が順次終了

- 運転免許の更新をはじめとする一部手続きが一定期間猶予
- 緊急事態宣言の解除により猶予期間が終了または順次終了

猶予期間の終了、手続き再開に伴う懸念

- 猶予された手続きは多岐にわたり、それぞれ期限が異なるため、
- 「うっかり失効」の懸念
- 失効、未手続きでの運行　←　重大な違反行為（検挙・処分対象）

「うっかり失効」を未然に防止するため

- 標記通達を発出、以下を徹底するよう注意喚起
  - 手続きの再開に備え、猶予された手続きの種類・期間等の把握
  - 点呼時はじめあらゆる場面で必要な手続きが完了しているか確認
- 併せて、猶予された手続き一覧を参考として添付

手続き・確認をお忘れ無く

定期的な更新、実施、受診等が必要な一部の手続きについて
新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本年当初から
その期限が猶予されたものがあります。

本年５月にすべての都道府県で緊急事態宣言が解除されたことを受け、
猶予された期限が終了あるいは順次終了していくと考えられます。

期限が終了次第、直ちに更新、実施、受診等の手続きが必要です。

その期限が到達してもなお
無手続きで運行を続けると・・・

検挙、行政処分の対象に！

猶予されていた手続きの把握（種類・期間の把握）

- 様々な種類（個人対象、事業者対象、法律ごとでも違い）
- 期間は様々（一律に伸長、個々の期限に猶予期間を付加、等）

関係手続き一覧は スライド５ ～ ８ を参照願います

手続き再開に向けた準備

- 手続きの予定管理、実施事業者への依頼、受診の予約、等

完了状況の把握

- 状況の記録（管理表等の整備）
- 定期的な確認（ダブルチェック）
- 点呼時の確認
  （免許・車検証・車両定期点検）

新型コロナウイルス感染拡大防止のため猶予された各種手続き一覧（自動車運送事業関連）１／４

手続きの種類	対象	伸長等の概要	注意事項（緊急事態宣言期間30日は中部管内5県の例）	備考（取扱い官署）
運転免許証	全業態	運転免許の有効期限が令和2年9月30日までの場合、所定の手続きを経て有効期限が3ヶ月延長される	延長は事前申請が必要	最寄りの警察署、運転免許試験場等
自動車の検査	全業態	自動車検査証の有効期間が令和2年2月28日以降の自動車で、車検時有効期間の伸長を希望した場合有効期間が最大令和2年7月1日まで伸長	一部期間、地域で伸長できない場合あり 伸長期間中に車両を運行させた場合その期間分の強制保険（自賠責保険）に加入しなければならない	運輸局技術課
自動車の定期点検	バス及びタクシー	運輸支局にあらかじめ休車リストを提出した場合、3ヶ月定期点検の実施が最大令和2年9月30日まで猶予	実施の猶予は3ヶ月点検に限る 休車期間が満了した場合3ヶ月点検を実施の上、必要な整備を行い稼働させる必要あり	リスト提出は支局輸送担当 点検の概要については支局整備担当
事業計画の変更	タクシー	支局にあらかじめ休車リストを提出した場合、事業計画変更の手続きを最大令和2年9月30日まで猶予する（臨時休車）	営業所すべての車両の臨時休車は認められない（この場合事業休止または廃止の手続き要） 臨時休車中の一時抹消は認める	支局輸送担当
任意保険の加入	バス及びタクシー	定期点検及び臨時休車に係る休車リストを提出した場合、その休車期間に限り任意保険の締結を解除できる	休車期間が満了後は必要な任意保険に再加入する必要あり	支局輸送担当

新型コロナウイルス感染拡大防止のため猶予された各種手続き一覧（自動車運送事業関連）２／４

手続きの種類		対象	伸長等の概要	注意事項（緊急事態宣言期間30日は中部管内5県の例）	備考（取扱い官署）
健康診断		全業態	10月末までに実施すること	10月末までに予約が取れないなどやむを得ない場合は可能な限り早期に実施すること	厚生労働省労働局
適性診断	初任診断	貨物	緊急事態宣言期間に2ヶ月を加えた期間について受診期間に含めない	受診期間から除外する期間（緊急事態宣言期間30日＋2ヶ月）＋乗務開始からやむを得ない期間（1ヶ月以内）	支局保安担当 運輸局保安・環境課
	適齢診断	貨物	緊急事態宣言期間に2ヶ月を加えた期間について受診期間に含めない	既選任者 受診期間から除外する期間（緊急事態宣言期間30日＋2ヶ月）＋65才に達した日から1年以内	
				新規選任者 受診期間から除外する期間（緊急事態宣言期間30日＋2ヶ月）＋選任の日から1年以内	
				適齢診断受診後 受診期間から除外する期間（緊急事態宣言期間30日＋2ヶ月）＋受診後3年以内	

新型コロナウイルス感染拡大防止のため猶予された各種手続き一覧（自動車運送事業関連）３／４

手続きの種類		対象	伸長等の概要	注意事項（緊急事態宣言期間30日は中部管内5県の例）	備考（取扱い官署）
適性診断	適齢診断	旅客（個人タクシー除く）	緊急事態宣言期間に2ヶ月を加えた期間について受診期間に含めない	既選任者（65才以上） 受診期間から除外する期間（緊急事態宣言期間30日＋2ヶ月）＋65才に達した日から1年以内	支局保安担当 運輸局保安・環境課
				新規選任者（65才以上） 受診期間から除外する期間（緊急事態宣言期間30日＋2ヶ月）＋選任の日から1年以内	
				適齢診断受診後（65才～75才に達するまで） 受診期間から除外する期間（緊急事態宣言期間30日＋2ヶ月）＋受診後3年以内	
				既選任者（75才以上） 受診期間から除外する期間（緊急事態宣言期間30日＋2ヶ月）＋75才に達した日から1年以内	
				新規選任者（75才以上） 受診期間から除外する期間（緊急事態宣言期間30日＋2ヶ月）＋選任の日から1年以内	
				適齢診断受診後（75才以上） 受診期間から除外する期間（緊急事態宣言期間30日＋2ヶ月）＋受診後1年以内	

新型コロナウイルス感染拡大防止のため猶予された各種手続き一覧（自動車運送事業関連）４／４

手続きの種類		対象	伸長等の概要	注意事項（緊急事態宣言期間30日は中部管内5県の例）	備考（取扱い官署）
適性診断	適齢診断	旅客（個人タクシー）	許可更新時に65才以上である者 許可更新日が緊急事態宣言期間内にある者は許可更新日から2ヶ月以内に受診すれば許可更新前に受診したものとみなす	許可更新時に65才以上で許可更新日が緊急事態宣言期間内にある者は許可更新日から2ヶ月以内	支局保安担当 運輸局保安・環境課
	特定診断	全業態	緊急事態宣言期間に2ヶ月を加えた期間について受診期間に含めない	受診期間から除外する期間（緊急事態宣言期間30日＋2ヶ月）＋乗務開始からやむを得ない期間（1ヶ月以内）	

法令等の改正・お知らせ

旅客自動車運送事業運輸規則
貨物自動車運送事業輸送安全規則
の一部改正

全業態

整備管理者選任後研修の通知を廃止

誰が　事業者のみなさまが
誰に　整備管理者のみなさまに
研修を受けさせなければなりません
（計画的に受けさせる必要があります）

① 当該事業者において整備管理者として新たに選任した整備管理者の受講時期
・選任届出をした年度又はその翌年度

② 研修を受けた整備管理者の次の受講時期
・最後に研修を受けた年度の翌々年度（２年度ごと）

自動車交通部旅客第一課からのお知らせ　旅客（バス）

○乗合バス事業者様へ

中部運輸局管内で、最近次の事例の発生が散見されています。同様事例が発生しないよう、社内管理体制の確認や運転者指導の徹底をお願いします。

①路線バスにおいて、乗客がいないため終点手前で運行中断し帰庫してしまった事例
→別紙チラシ（スライド16）参照

②運転者が終点等で車内点検を確実に実施せず、車内に乗客を閉じ込めた事例
→猛暑・寒冷時の長時間の車内閉じ込めは、乗客へ重大な影響を及ぼす事態も考えられます。運転者による車内点検の確実な実施、乗務後点呼時の運行管理者による運転者への確認の徹底

○貸切バス事業者様へ

実質的な下限割れ運賃防止等の取引環境の適正化のため、手数料等に係る記載を追加。

①運送の申込者に対して交付する運送引受書の記載事項に、当該運送に係る手数料等の額を追加（令和元年8月～）

② 毎事業年度に報告する事業報告書の記載項目に、手数料等を追加（令和2年4月～）

自動車交通部貨物課からのお知らせ　貨物

輸送の安全を確保し、持続的な物流機能を維持するため、台風等による異常気象時下における輸送の目安を定めました。（令和2年2月28日）

昨今の異常気象が多発している状況を踏まえ、雨や風等の強さに応じた車両へ与える影響を示すとともに、輸送の安全を確保するための措置を講じる目安について、通達として定めました。

参考：全日本トラック協会ホームページ（通達やリーフレットが掲載されています）
http://www.jta.or.jp/kotsuanzen/anzen/anzenkakuho202003.html

自動車交通部貨物課からのお知らせ　貨物

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（議員立法）
トラック運送業においては、トラックドライバー不足により物流が滞ることのないよう、ドライバーの労働条件の改善等を図るため、第197回国会（臨時国会）において、議員立法により貨物自動車運送事業法の改正が行われました。

改正の概要

1. 規制の適正化
① 欠格期間の延長等
② 許可の際の基準の明確化
③ 約款の認可基準の明確化

2. 事業者が遵守すべき事項の明確化
① 輸送の安全に係る義務の明確化
② 事業の的確な遂行のための遵守義務の新設

3. 荷主対策の深度化
① 荷主の配慮義務の新設
② 荷主勧告制度（既存）の強化
③ 国土交通大臣による荷主への働きかけ等の規定の新設
【平成35年までの時限措置】

4. 標準的な運賃の告示制度の導入【平成35年までの時限措置】
国土交通大臣が、標準的な運賃を定め告示出来る

施行日：1. 及び2. 令和元年11月1日　3. 令和元年7月1日　4. 令和元年12月14日　※運賃の告示については現在検討中

自動車交通部自動車監査官からのお知らせ　全業態

昨年の金山駅タクシー事故を踏まえ、高齢運転者による交通事故防止に係る通達が発出されていることから、改めて**適性診断**や**健康診断**の受診、**法令順守**等の指導の徹底をお願いします。

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ　全業態

「**飲酒運転**」、「**車検切れ運行**」が発生しています。
今一度、自社の運行管理、車両管理体制の確認をお願いします。

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

全業態

新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の徹底について（要請）

感染を予防するため、マスクの着用、咳エチケット、手洗い等の感染対策について、徹底をお願いします。
また、従業員に新型コロナウイルスの感染等が確認された場合には、速やかに中部運輸局又は最寄りの運輸支局に対して御報告願います。

（参考）
内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」
https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルスに関するQ＆A（一般の方向け）」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html

中部運輸局ホームページ「新型コロナウイルスの予防・まん延防止について」
http://wwwtb.mlit.go.jp/chubu/corona/corona_index.html

連絡先（電話番号）

- 愛知運輸支局:052－351－5382
- 静岡運輸支局:054－261－7622
- 岐阜運輸支局:058－279－3715
- 三重運輸支局:059－234－8412
- 福井運輸支局:0776－34－1603
- 中部運輸局自動車技術安全部保安・環境課 :052－952－8044
- 国土交通省自動車局安全政策課 :03－5253－8111（代表）

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ　全業態

新型コロナウイルス感染症対策下における アルコール検知器の取扱いについて（本省事務連絡）

1．アルコール検知器の除菌について

アルコール検知器を介しての感染に関し、新型コロナウイルスのみならず他の感染症については、ストローを使用者ごとに取り替える等により、使用者同士で直接的に接触しないことから、感染する可能性は極めて低いと考えられます。

このため、アルコール検知器を除菌することや、車両に備えられている携帯型アルコール検知器を活用する等複数の検知器を使用すること等により感染防止を徹底することも一案です。除菌に際しては、機器によって適切な除菌方法が異なることから、自社で使用する検知器のメーカーに問い合わせることが適当です。（※1）

2．アルコール検知器の誤検知の防止について

手指や検知器をアルコールで除菌した直後にアルコール検知器を使用すると、揮発したアルコールにより誤検知する可能性があることから、必要に応じてアルコール検知器協議会の作成したチラシ（※2）を参考にすること、除菌後一定時間を置いてからアルコール検知器を使用すること等の措置を採ることが適当です。

（※1）問合先については、アルコール検知器協議会ホームページ内に掲載予定です。
（※2）アルコール検知器協議会ホームページ内「新型コロナウイルス対策に対応したアルコール検知器の使用にあたっての留意事項」**（スライド17参照）**
https://j-bac.org/topics/2020/95195/

法令等の改正、お知らせ（スライド11　別紙資料）

路線バス事業者、コミュニティバスを運営している地方公共団体のご担当者様へ　【別紙】

運行計画どおりに、路線バスを運行していますか？

～あらかじめ届出を行わず、バスの運行を中断することは違反です～

系統途中での運行中断について

○路線バス（路線定期運行の一般バス）が、終点手前の停留所で運行を中断する事例が発生しています。

○運行計画によらず系統途中で運行を中断することは、旅客の有無に関わらず、道路運送法(※)の違反となり、行政処分の対象となることがあります。

【運行中断に対する行政処分の状況】
平成28～30年度　５件の違反があり、行政処分(車両の使用停止等)

※道路運送法　第16条第1項（事業計画に定める業務の確保）
一般旅客自動車運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合のほか、事業計画（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、事業計画及び運行計画。次項において同じ。）に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。

しかし、あらかじめ手続きを行うことで、一定の場合に運行の効率化を図ることが可能です。

効率的な運行について

※詳しくは、平成18年3月23日付け事務連絡「一般バス等の効率的な運行に係る道路運送法上の取扱いについて」（裏面）を参照。

○効率的な運行が認められる場合（一般バス）
終点停留所の一つ前の停留所に旅客が存在せず、乗車中の旅客が存在しないことを確認した上で、帰庫又は始発停留所まで回送する場合。

○運行計画の届出手続き
運行計画の届出内容の欄に、効率的な運行の形態、運行に必要な運行管理者の指示事項を記載し、あらかじめ届出することが必要。

○実施する上での留意事項
- 必ず運行管理者から道路交通法に抵触しない方法で連絡及び指示を受けて回送すること
- 回送の際は、関係法令に抵触することなく、地域住民にも十分配慮した方法で行うこと　等

問い合わせ先： 国土交通省　中部運輸局
自動車交通部　旅客第一課（052-952-8035）　岐阜運輸支局　輸送・監査担当（058-279-3714）
愛知運輸支局　輸送・監査担当（052-351-5312）　三重運輸支局　輸送・監査担当（059-234-8411）
静岡運輸支局　輸送・監査担当（054-261-2898）　福井運輸支局　輸送・監査担当（0776-34-1602）

平成18年3月23日付け
事務連絡
「一般バス等の効率的な運行に係る道路運送法上の取扱いについて」

事　務　連　絡
平成１８年３月２３日

各地方運輸局自動車交通部長　殿
沖縄総合事務局運輸部長　殿

自動車交通局旅客課長

一般バス等の効率的な運行に係る道路運送法上の取扱いについて

昨年１０月、静岡県内の乗合バス事業者において、運行計画に定める運行系統の終点まで運行せず、運転者の判断により運行を中断し、帰庫するという事例が発覚したところである。
この事例では、数ヶ所の停留所において、乗客の存否を確認しないまま、当該運行系統の途中から運行を中断し、回送扱いとして帰庫しており、事業計画及び運行計画に定めるところに従いその業務を行わなかった点が問題となった。
事業計画及び運行計画に定める業務の確保については、適切に対処すべきところであるが、一方で、駅前等の渋滞解消等交通環境面への配慮及び事業効率化等の観点から、一般バス等の効率的な運行については、十分配慮することが必要である。このため、今般、下記１．に掲げる場合に該当することについて運転者が確実に確認を行った上で、運行管理者の指示を受けている場合であって、２．に掲げる事項を遵守しているときに限り、旅客の利便を阻害しないものとして効率的な運行を認めることとしたので、業務の実施に遺漏なきよう取り計らわれたい。

記

１．効率的な運行として認める場合
（１）一般バス
①　一般バス路線における運行系統であって、終点停留所の一つ前の停留所に乗客が存しないことを確認し、かつ、乗車中の旅客が存しないことを確認した上で、帰庫又は始発停留所までの回送をする場合。
②　一般路線における運行系統であって、乗車専用または降車専用のクロードアで制限している停留所において、始発停留所からの旅客の乗車が存しないこと、かつ、乗車専用停留所に乗客が存しないことを確認した上で、帰庫又は始発停留所までの回送をする場合。
（２）高速バス
①　高速バス路線における運行系統であって、乗車専用又は降車専用のクローズドアで制限している停留所において、始発停留所からの旅客の乗車が存しないこと、かつ、乗車専用停留所に乗客が存しないことを確認した上で、帰庫又は始発停留所までの回送をする場合。
②　高速バス路線における運行系統であって、始発停留所及び乗車専用停留所において旅客を乗車させた後、終点停留所までの降車専用の停留所区間において旅客が途中停留所で全て降車し車内に存しないことを確認した上で、帰庫又は終着地までの回送をする場合。
③　①及び②に規定するもののほか、予約制を取っている運行形態であるときについても、事前予約客がなく、かつ、始発停留所等において予約によらない乗客が皆無であることを確認した上で回送し帰庫する場合。

（３）定期観光バス
①　定期観光バス路線における運行系統であって、始発停留所からの旅客の乗車が存しないことを確認した上で、回送し、帰庫する場合。
②　①以外の場合であって、予約制をとっている運行形態であるときについても、事前予約客がなく、かつ、始発停留所で予約によらない乗客が皆無であることを確認した上で回送し、帰庫する場合。

２．事業者の遵守事項
（１）１．の場合における運行（以下「当該運行」という。）を行う場合は、運行計画の届出内容の欄に新設・変更される具体的な運行形態及び運行に必要な運行管理者の指示事項を記載し、届け出ること。

（２）当該運行を行う場合は、あらかじめ運転基準図（運輸規則第２７条第１項）中「５　その他運行の安全を確保するために必要な事項」を記載し、運転手に適切な指導をすること。また、運行表（運輸規則第２７条第２項）に「運行に必要な事項」を記載した上で運転者へ携行させること。
さらに、乗務記録（運輸規則第２５条第１項第３号）についても、乗務の終了地点及びその乗務した距離を記録するよう、運転者に指導すること。

（３）当該運行を行う場合は、道路交通法第７１条第１項第５の５号に規定する運転者の遵守事項に抵触しない方法で、運行管理者との連絡及び指示を必ず受けてから回送することとし、帰庫等への道路状況についても、狭隘な道路は回避する等、関係法令に抵触することなく、また、地域住民にも十分配慮した方法で回送すること。

COVID-19

新型コロナウイルス対策に対応した アルコール検知器使用 にあたっての留意事項

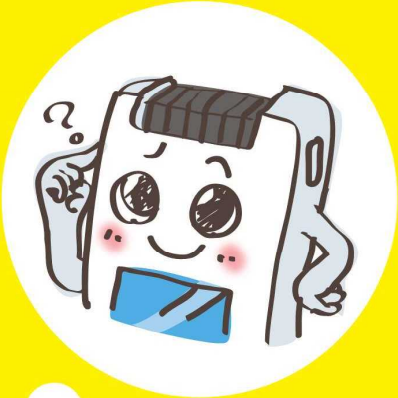

新型コロナウイルスの対策として、手洗いとアルコール除菌が基本となっていますが、手指や検知器をアルコールで除菌した直後の測定による誤検知が散見されています。このため当協議会では、新型コロナウイルス対策を徹底しつつ、アルコール除菌による誤った判定を防ぐために、以下の４つの手順を推奨します。

手順 ①　手指をアルコール除菌

手順 ②　石鹸で手指洗い

手順 ③　アルコール検知器の使用

手順 ④　手指をアルコール除菌

◎アルコール検知器を使用する際は、室内を事前に十分換気するか、風通しの良い環境を確保してください。
◎手指用のアルコール除菌剤は高濃度のアルコールが含まれており、特にジェルタイプの場合手指に付着したアルコールが完全に乾燥するまで時間がかかることがありますので、十分石鹸で手指洗いを行ってからアルコール検知器を使用してください。
◎また、アルコール検知器の近くに、アルコール消毒液又はアルコールを含む除菌剤や手指洗浄剤を置かないでください。数値表示したり、数値がゼロに戻りにくくなる可能性があります。
※アルコール検知器の除菌方法は、各社の機器特性もありますので、ご使用メーカーにお問い合わせください。

J-BAC アルコール検知器協議会
JAPAN BREATH ALCOHOL TESTING CONSORTIUM